

に基づく廃家電の特集Ⅱ 法投棄について

【はじめに】

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は平成13年4月から始まり、県民のご理解と小売業者や製造メーカー及びリサイクル事業者のご協力により廃家電のリサイクルが着実に実施されているところです。

一方、一部地域では、廃家電の不法投棄も散見しており、有償な金属を抜き取った後のガラが放置されている状況も見受けられます。

このような中、本年12月を期限としたエコポイント制度の普及による廃家電の増加や、平成23年7月の地上デジタル放送対応による廃テレビの増加など、更なる不法投棄も懸念されることから、県民の皆様方に対して改めて家電リサイクル法の制度を広くお知らせし、不法投棄の防止にもご協力いただきますようお願いいたします。

【家電リサイクル法の経緯】

家電リサイクル法は、①廃家電を一般廃棄物として埋立処分を行っていた廃棄物処分場の不足やひっ迫問題を解決させるために廃家電の発生抑制が重要であったこと。②廃家電の大型化や構造の複雑化により市町村における適切な処理が困難になっ

たこと。③資源の乏しい我が国において廃家電に含まれる資源の有効利用を推進しなければならぬことなどから、平成10年5月に成立し、平成13年4月からスタートしました。

【法対象機器】

対象となる家電製品は「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫及び冷凍庫」「洗濯機及び衣類乾燥機」の四品目で、業務用は対象外となっています。

【法における役割】

この法律は、家電製品の製造メーカー等（輸入業者も含む）にリサイクルの義務を課すほか、製品の耐久性の向上や設計の工夫により廃棄物の発生抑制やリサイクルしやすい製品作りに努め、効率的なリサイクルを行うことでリサイクル料金の低減にも努めるように定めております。

また、小売業者（電気屋さん）は、過去に販売した家電が買換え時に発生する廃家電を排出者から引き取り、製造メーカーに引き渡す義務が課せられ、それ以外の廃家電（義務外品）については小売業者の協力により引取が行われております。

消費者（排出者）は、製造メーカーが公表した「リサイクル料

金」と、小売業者が収集運搬するための「運搬料金」の負担をしていただくことになっております。

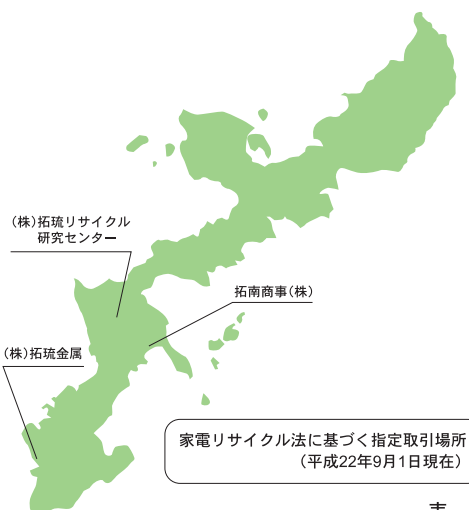
このように、家電リサイクル法では、それぞれの役割に関係するすべての人々が協力してリサイクルを進めていくことが、基本的な考え方となっております。

【指定引取場所】

製造メーカーは小売業者から廃家電を引き取るため、「指定引取場所」を設置しています。

現在、県内における指定引取場所は①拓南商事（株）…うるま市、②（株）拓琉リサイクル研究センター…沖縄市登川、③（株）拓琉金属…豊見城市字豊崎の3カ所となっており、製造メーカーに関わりなくお近くの指定引取場所を持ち込むことができます。

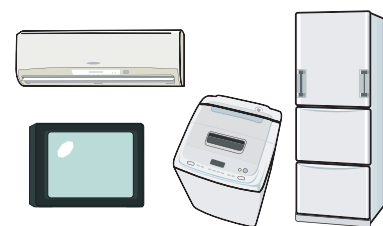
県内における平成21年度の引取数は表一のとおりです。



表一

平成21年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫等	洗濯機等	合 計
県内での 廃家電引取数	22.000台	68.000台	28.000台	33.000台	151.000台

出典：経済産業省HP



家電リサイクル法 リサイクルと不

【家電リサイクル券】

家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）は、廃家電がリサイクルされるまでを管理するマニフェストとして、店頭で小売業者が手続きを行うか、または消費者自ら郵便局において手続きを行うことになります。小売業者は、廃家電を引き取る場合には消費者に対して家電リサイクル券の排出者控片を交付し、廃家電を指定引取場所へ引き渡した証拠となる小売業者回付片を3年間保存しなければなりません。

また、消費者自身が手続きをする場合には、郵便局に備え付けてあるリサイクル券を使用して指定引取場所へ持ち込むことができます。

消費者による製造メーカー（指定引取場所）への引渡状況の確認については、引き渡した小売業者に確認することも出来ますし、リサイクル券にある「お問い合わせ管理票番号」でパソコンからも確認ができるようになっています。

【リサイクル率】

製造メーカーが行うリサイクルは家電リサイクル法でリサイクル率（再商品化率）が定められており、平成21年度の製造メ

ーカー全社におけるリサイクル率の実績は表二に示すとおりで、法律で定められた基準を上回るリサイクル率が達成されております。

【廃家電の不法投棄について】

家電リサイクル法の施行後、廃家電の不法投棄は減少しており、それに伴い資源の有効な利用が図られてきています。（表三）国は家電リサイクル制度に基づく関係事業者への立入検査等により適正な処理が図れるよう指導に努めておりますが、最初の排出者である県民一人一人が家電リサイクル法をご理解いただくことは、不法投棄を防ぐ重要な要因であると考えておりますので引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。



表二

平成21年度	エアコン	テレビ (ブラウン管) (液晶・プラズマ)	冷蔵庫等	洗濯機等
製造メーカー の再商品化率	88% (70%)	86% (55%) 74% (50%)	75% (60%)	85% (65%)

() は法律による再商品化率 出典：経済産業省HP

表三

県内廃家電の不法投棄状況	エアコン	テレビ	冷蔵庫等	洗濯機等	合 計
平成16年度(19市町村)	131台	1,390台	517台	448台	2,486台
平成20年度(26市町村)	14台	892台	246台	104台	1,256台

出典：沖縄県環境整備課